

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第3回川越市男女共同参画審議会
開催日時	令和7年1月20日（月） 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	市役所 4A会議室
議長	会長 大橋 稔
出席者	（会長）大橋 稔 （副会長）大森三起子 （委員）猪野晴代 山口日出美 笠井洋佳 橋村祥子 小林敦子 高橋健治 矢定夕有子 荒木浩子 平松賢治 （11人） （市民部長）市ノ川千明
欠席者	（委員）齊藤克子 櫻井理恵 高橋巧 村川はつ枝
傍聴人	1名
事務局職員 職・氏名	課長 平岩美香 副課長 早川慎一 主任 藤澤翔太 主任 加藤友哉
会議次第	諮 問 1. 開 会 2. 挨 拶 3. 議 題 （1）（仮称）第七次川越市男女共同参画基本計画について 4. その他 5. 閉 会
配布資料	次第（委員名簿） 資料3－1 （仮称）第七次川越市男女共同参画基本計画体系図（案） 資料3－2 新旧体系図対応表 資料3－3 第六次川越市男女共同参画基本計画体系図 資料3－4 第3回川越市男女共同参画庁内会議（書面会議）についての意見（当日配布）

	議 事 の 経 過
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
	諮 問 次期川越市男女共同参画基本計画の策定について、川越市長から会長に諮問 1. 開 会 傍聴希望者1名

	2. 挨拶 3. 議題 (1)(仮称)第七次川越市男女共同参画基本計画について
事務局	資料3-1を主に資料3-2から資料3-4を踏まえて体系図(案)の説明
委員	第六次計画があって、その反省をもとに第七次計画の策定へと進んでいくと思うが、第六次計画の事業で何が達成できていなくて、何が問題点として残っているのか、聞かせていただきたい。
事務局	中間取りまとめを作成した際に、数値目標として達成できなかったものについて説明する。 まず、「女性の視点を取り入れた備蓄品の配置状況」が全避難所に設置する目標がまだ取り組めていない状況になっている。 続いて「各種審議会等における女性の登用率」もまだ目標値の40.0%に届いていない。 続いて「市の女性管理職の割合」もまだ目標に届いていない。 続いて「性的マイノリティ(LGBT等)の言葉の認知度」、「DVの相談先の認知度」などの数値目標は、未達成という状況である。 計画にある様々な事業のうち、啓発事業については、数値目標に認知度があり、例えば固定的性別役割分担を否定する人の割合といった数値目標は、前計画より数値は増加しているが、男女共同参画社会の形成という観点では、引き続き啓発していく必要があると認識している。前計画から行っている事業についても、引き続き行っていく必要があると考えているため、基本的には第六次計画に掲載されている事業を継続していくことになり、体系図(案)では、体系を大きく変更することなく、主要課題や基本目標等の整理を行った。
委員	体系図(案)作成の概念としては、基本的には前回のものを踏襲することが前提にあり、それを若干組み換えたり、言葉を例えば「男女共同参画」を「ジェンダー平等」に変えたりなど、それぞれ適切な言語に改訂し、配置替えをして基本的には変わりがなく、建付けについて若干その割り振りを変えたということによろしいか。
事務局	そのとおり。
委員	建付けの部分については、啓発中心だったところが具体的になり、それ

	に伴い、基本目標 1 の意識づくりから、もっと下においてきたと受けとめた。それは状況が進んできたので良いことと受け止めた。 庁内会議の委員の意見のとおり、男女共同参画という言葉とジェンダー平等という言葉はどう使い分けるか気になる。男女共同参画を全てジェンダー平等に変えてしまってもいいのではないか。今後を見据えれば、男女という言い方はよろしくないと思われ世の中の意識が進んでいくのかなと思っている。法律の文言に引きずられていることはよくわかるが、そこはこだわらないで、一気に全てを変えてしまうのも良いのではないか。 主要課題 9 は女性支援法に基づく基本計画とあるが、高齢者・障害者、ひとり親家庭等への支援で、女性支援法が想定している困難な問題を抱える女性に関しては、主要課題 11 があるので、ここは違うのではないか。また、基本目標Ⅲとの関係性をみると主要課題9の「環境の整備」という文言は見直しが必要。 主要課題 11 については直接的な支援等をぶら下げてはいるが、女性が直面する困難が複合的に関わっていることから、高齢者・障害者、ひとり親家庭、外国籍市民が女性の場合には、女性支援法の対象となってくると考えているため、主要課題 9 も女性支援法に基づく基本計画として反映させている。 ここの部分については、困難を抱える女性をどう捉えるか、困難にもいろいろな理由があるという辺りの関係性がもう少しわかるような見せ方の工夫も必要。 ジェンダーという言葉を一きなり表に出して、いろんな年代の方が理解できるかどうか。括弧書きで男女共同参画などと入れないと、市民が見たときに理解できる人と理解できない人がいるのではないか。 また、主要課題 9 は、女性支援法に基づく基本計画という形になっているが、地域の中では高齢者、障害者には男性もいるし、女性支援法に基づく基本計画が前面に出ると、少し間違った方向を示してしまう。この辺をもう一度見直していただきたい。 それから主要課題 11 の困難な問題を抱える女性への支援も同じ。配偶者暴力被害者など、今、男性が受けている時代にもなっているので、うまく表現しないと、女性の保護のための計画体系図になってしまうのではないかと危惧している。
事務局	
議長	
委員	

事務局	ジェンダーという言葉を理解できない人もいるのではないかと懸念される点については、今後計画の中で言葉の定義を説明として載せていきたい。 女性支援法に基づく基本計画を前面に出してしまうと配偶者暴力の被害者として男性もいて、困難な環境にいる男性もいる中で女性に偏ったものに見えてしまうという側面は確かにあるが、配偶者暴力であっても性別に関係なく対応していきたいと考えており、その中で女性を見たときに女性支援法に基づく基本計画の対象となっているため、女性支援法に基づく基本計画と位置づけて記載をしている。
委員	この書き方だと女性は弱者というイメージにとらわれる。平等と言うならば、こういう書き方ではなくてもう少し本当の意味の平等にしないと、これは昔ながらの女性保護法みたいな形で、女性＝弱者という昔の考え方が出ていると思う。だからこの表現は非常に難しい。一度検討していただきたい。
委員	困難を抱える女性への支援に関する法律というのがあって、その法律で基本計画を作らなければならない。現実問題として、困難を抱えている女性という類型があり、端的に言えばひとり親やDV被害者。もちろん父子家庭もあれば男性のDV被害者がいるが、やはり数としては女性が多いということで困難な問題を抱える女性への支援に関する法律という法律がある。市としてはその法律に基づいて策定するので、この主要課題 11 は妥当だと思う。主要課題 12 は、女性支援法もあるが、DV防止法は男性女性に限っていないので対象は配偶者からの暴力ということで男性も含まれるという理解になる。主要課題 11 は仕方のないところと思う。
委員	主要課題 3 と 4 の取り組みの方向が、主要課題と同じように書いてあるが、他はいろいろ細かく書いてある。もう少し具体的に何かあれば取り組みやすい。
議長	全くのご指摘の通り。表現の仕方は変えた方が良い。
委員	六次計画のときには労働の場の男女平等の文脈でハラスメントなどの規定があったのかと気になった。ここ 5 年間ぐらいでハラスメントに関する法整備がとても進んでいる。2019 年に ILO で（「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する国際労働基準の策定について）採択がされていて、ハラスメントのない世の中ということで労

事務局	働施策総合推進法が改正された。女性が働く問題の中で、セクシャルハラスメントを含めてパワーハラスメントなど、男性もそうだが問題となっているが、その視点というのはなかったのか。 ハラスメントに関する事業は、新計画において主要課題 7 女性の活躍推進、働きやすい職場環境の整備の中に、第六次計画に引き続き含めている。今後引き続き事業を行っていきたい。
委員	主要課題 2 のジェンダー平等を推進する教育学習の充実というところで、最近、生徒指導が大きく変わり、文部科学省から平成 4 年 12 月に生徒指導提要の改訂が示された。それをもとにいろんな人間関係などを先生たちは指導していくが、その中では性的マイノリティという形の言葉を使っていて、ジェンダーという言葉が出てこない。そうするとジェンダー平等意識を育む学校教育と言ったときに、先生方がまた新しいものが出てきたという感覚になるかもしれない。 もしくは私がこの書類を見たときに、あまりなじみのない言葉で、平等というと男女平等という言葉が浮かんできた。性的マイノリティというとそれをもっと超えたものだと思う。学校も制服など女性でもズボンが選べるようになっていて、今学校現場が L G B T などの取組をやっている中で、少し後退したイメージを私自身が持った。この計画が策定されて数年経過したときに、たしかに男女平等よりは意識としては上がっていると思うが、言葉としては、後退したものと捉えられてしまう恐れがあると思う。実効性を高くするなら、生徒指導提要など先生方が普段こどもたちの教育に使っている文言の中から持ってきた方がわかりやすくなるのではないか。ジェンダーの定義をよくわからず発言しているが若干気にかかったので発言した。
議長	今言われた資料は簡単に手に入るような資料か。
委員	生徒指導提要については文部科学省のホームページに無料で誰でも見られるようになっている。今まで性教育という言い方をしてきたが、昨年から文部科学省が「いのちの安全教育」という言い方をし、文部科学省だけではなく、こども家庭庁や内閣府と連動した名前で昨年発表されて、幼稚園から中学校まで切れ目のない支援をやっていくということで、具体的に何を教えるというのが出てきている。実際、性教育として 4 年生で 1 回と、5、6 年生のときに保健の教科書に出てくるが、低学年が初めて出てきたので、来年度から全学年で実施ということで今やり方を変えている。DV といったところにも関わ

	ってくる。低学年だと水着など衣装で隠しているものは人に触られてはいけないというところからスタートして、5、6年生になってくると、自分に対して利益のない自分が嫌な人、避けたい相手の距離をどのようにとっていくかなど、人との関係性を段階を追って教えていくというのが出てきて、「いのちの安全教育」と生徒指導提要がうまくリンクするような形になっている。したがってジェンダーよりはもっと広い意味になっていて、最後の将来的なDVも十分関わってくるので、これを大事にしていくことで、こどもたちが安全に将来生きていく大人になっていくために必要だと思っている。
委員	ジェンダーという言葉が出てきて、やはり少し抵抗もある。こういう言葉を使う時代になったのかなとも思う。一方で「男女共同参画」という言葉を使わねばならないというのもあり、まだ理解とギャップがあると感じた。
委員	ジェンダーという言葉が出てきてから使われなくなった経緯がある。1999年に男女共同参画基本法ができて、その後、法整備が進むと思ったら、2000年ぐらいからジェンダーのバックラッシュが起こった。こういった性役割や性の平等に対する取組というのは3歩進んだかと思うと2歩下がるような形でやってきたところがあり、ジェンダーという言葉的には少し陳腐化しているというふうに見ることもできるのかもしれないが、私としては性的マイノリティ、LGBTを包含する概念だと思っている。ジェンダー平等というのは分割していくということではなく、性や性役割について、全ていろんなものがあるといい、平等だ、という概念。その中の今LGBTというのが注目を浴びているということ。したがって、ジェンダー平等を謳うのは別に悪くない。 また、性教育の話が出たが、都内のある特別支援学校では、知的障害の子は自尊心が非常に低く、そういう中で多くの子が性被害に遭っているということを現場で見て一番わかっている先生がどうやってこどもの自尊心を育てて見守るかということで性教育を行っていた。2003年ぐらいに、この性教育の授業を見た自民党の一部の議員が、こんな破廉恥なものはけしからんと言って、知的障害の子を抱える親の苦勞などを全く知らないで性教育バッシングが行われて、性教育そのものを学校でできなくなってしまったという経緯がある。しかし、若者がどうやったら妊娠するのか、女性の生理について何もわかっていないというのはやはり問題だろうということで、今度はニーズが高まってきて、性教育という言葉を使わないで、いのちの安全教育とい

委員	う言葉になったということではないかと思う。したがって、ジェンダーという言葉を使っていくというのは間違いではない。ただ、そのジェンダーという言葉を使うのか、男女共同参画という言葉を使うのかは私もよくわからない。日本が基本法を制定したときに外国のプレスが「ジェンダーイコールロウ」と言っているので、日本で言う男女共同参画というのは男女平等であって、ジェンダーイコールのことだと認識している。 今いろいろ出てきた上で個人的には男女という言葉を手放したくないと強く思っている。いろいろな困難を抱えている人たちがたくさんいて、その困難に目を向けたことによって、誰に目を向けられなくなるかということ、それは性的マイノリティではない。女性たちの困っている状況への視点がすごく見えなくなってきた。この計画では、どれをフォーカスしたいのか、どの問題なのか。時流に乗って新しいものが出てくるが、そちらに手を取られることによって解決していない問題がそのまま続くという状況でいいのだろうかと懸念する。そういったことを考えると、男女共同参画というのは、結局身体的な意味で言ったときの男女というのは全ての人ということになるので、男女という言葉で全ての人を含むということをもう一度しっかり定義することでもいいのかなと思っている。一番自分が気になるのは、新しい概念が出てきたことによって解決していないものがそのまま残っているというこの状況。そこについてどうフォローするかということと、そこをどうしても入れてほしいと強く思っている。
委員	誰が見ても内容がわかるような表現をしないと、せっかく作っても見てくれなくなると思う。うまく表現しないと、今まで男女共同参画といていたものが突然ジェンダー平等になると、何これと思う人がいると思う。その辺りの説明をうまくやるために、何か一言入れておかないと難しいのではないかな。
委員	個人的に一番好きなのは「全ての人」。全ての人が平等であることを推進する教育とか。個人的には、男女共同参画から男女をなくすと、ジェンダー平等と言われると結局男女平等のことなので、男女共同参画と言っているのと何が違うのかという気がしてしまう。そのジェンダーというものを、様々な新しい解釈に基づいていろんなふうに捉えられるということではなくて、世界に流通している意味で捉えると社会的文化的に作られた男らしさ女らしさのことになってしまうの

委員	で、結局のところは男女というふうに理解されるだけなのかなと思うと、あえて言葉を変える必要があるのか悩むところではある。 最近テレビなどでもジェンダーギャップという、日本は156カ国の中で今120いくつぐらいの位置にあるというようなニュースを聞くことがある。ジェンダーという言葉が歴史的に使われなくなった、排除されるようなバッシングがあって、そこからまた今少しずつジェンダーという言葉が出てきたのかなという感想。だから学校現場のこともたちの中では、ジェンダーというのは男女共同参画よりも浸透しやすい印象を受けたが、さきほど、学校の先生に受け入れられてないという状況も聞いた。現場によって違うが、ジェンダーについて、しつこいかもしいかな、括弧して男女共同参画（ジェンダー平等）とか表記するのはどうか。
委員	私は違う印象を持っている。男女共同参画という言葉はなぜジェンダーに置き換えるのかというと、男女の枠に入りたくない人たちが一定数いるわけでその人たちに配慮した方がいいと思う。生徒指導提要というのは、指導するためのものなので、課題のあるところを書いてあって、男である、女であるというところを指導しなくてもよく、だから出てこない。性的マイノリティのこどもに対しては、特別なケアが必要だが、学校で今まで配慮がなされてこなくて、だから、ここにわざわざ出てきた。ジェンダーという言葉は、たまたま出てこなかっただけで、性的マイノリティも含めて平等だということを、男女平等という言葉を使わずに言うというのは、男女それ以外の皆さんも平等だという意味がある。ジェンダーという言葉に対するバッシングを見てきたが、この頃は昔みたいに変なバッシングがなくなってきたと思っている。そういう意味で、ここで使うことに問題はないと思う。
委員	体系図に男女共同参画という表現がたくさん出てくる。どこの部分をどう置き換えるか。男女共同を入れかえてしまうだけというわけにもいかないし、少し難しい部分もある。
議長	いずれにしても、どの言葉でどこを置き換えるかというのがかなり課題ということが見えてきた。基本的にはいろんな考えがある中で、市として、このような方針で言葉の置き換えをしたいという、ぶれがないような指針をきちんとまとめておくといい。庁内会議ではお役所的だと書かれているが、実際には法律があってそれに則ってやりなさいというものがある限り、そういった部分が女性という言葉を使わざ

委員	るを得なくなっているのでは、考えているとは思いますが、ぶれていないかももう一度確認するといい。 自分は、若いお母さんと一緒にいる機会が多い。お母さんたちの言葉では、男女平等とか性的マイノリティよりもジェンダーという言葉をよく聞く。おそらくそれはテレビとかラジオなどでジェンダーという言葉がすごく多く使われているから。男女平等という言葉よりもジェンダーと聞くだけで「男女平等」をイメージできていると感じている。若いお母さんたちには根付いていると感じる。教育現場では、子どもたちが自然と言葉を身につけるように、ジェンダーについての問題を当たり前のように、言葉ではなく、幼稚園とか小学校とかで、肌の色が違っても同じ人間だとか男女関係ないとか、一人一人を尊重するというのを身につけることがとても大事。 私は学校に国際理解授業で出向くことが多く、海外の生活や文化などを紹介してほしいという依頼を受けて話をしていたが、実際、子どもたちの感想は、文化を知ってよかったとか、言葉を知ってよかったというものではなく、人間ってみんな同じだ、とか、サッカー好きと野球好きだから遊ばないではなくてみんな友達だというような感想が非常に多い。小学校3年生、6年生ぐらい。子どもたちは本当に感性豊か。何も無いところからそういうことを感じることで差別などはなくなる。言葉の話に戻すと、ジェンダーという言葉も使っていくうちに、親が使っていれば、ジェンダーイコールとはこういうことだなとわかってくる。今、理解できない人がいるけれど、なんでも新しいものが出ると抵抗があるのはもちろんだが、皆で使っていくことで馴染んでいくものなので、括弧を付けるなり、説明するなり、勉強会をするなり、それをどんどん浸透させていくことが大事だと思った。
委員	基本計画のこのジェンダーの項目は問題ないと思っている。ただ、表に出るところは「全ての人が安心して暮らせる基本計画」などにしておけば、内容はジェンダーであってもいい。ぱっと見たときにわかるような形でないとおかしくなる。男女共同が駄目なら全ての人というような形であれば、内容的には問題ない。
委員	基本目標のところにジェンダー平等というふうにつけると、いろいろな意見があるので、この表現をもう少し何らかに変えるというのは可能ではないか。今、過渡期で、揺り戻しつつ先に進んでいる大きな流れの中だということもわかっているので、次の第八次ぐらいに、ジェンダー平等という言葉よりも何かまた新しいのが出てくるかもしれな

委員	い。そういうのもあるので、基本目標のジェンダー平等というところが少し引かった。 皆さん、ジェンダーのイメージがそれぞれ違っていてジェンダー（社会的性）の話をしているのか、セックス（身体的性）の話をしているのかすごく入り混じっている。自分の中ではいわゆる性別役割分担意識とか、そういうことがある程度大きい部分を占めていると思っていた。ジェンダー平等のイメージが1人1人違う気がしていて、おそらくそこを合わせないといつまでたってもこの話は終わらない。皆さんがどう受け止められたかはきっと大切。それをもとに作られるのが大切。事務局は、どう受け止められたのか伺いたい。
事務局	事務局の中でも、このジェンダー平等、男女共同参画の文言についていろいろと検討を重ねた。私共の考え方としては、男女共同参画とジェンダー平等は同義であるというのが根底にある。 男女共同参画基本法が制定された際に国会等の答弁の中でもジェンダー平等の視点でもって作られている、なぜ男女共同参画という文言にしたかという、まだ一般の方々にそこが浸透していない、わかりづらい、理解されにくいということがあって、男女共同参画という文言とした、法の中にはジェンダーという言葉が一切出てこないというようなことがあった。過去に揺り戻し等もあった中で、今、国は男女とはあるけれどもそれは全ての人という意味を持っているという見解であると私どもは理解している。男女共同参画とあっても、それは全ての人のことを指していると我々も思っている。 一方で、ジェンダーギャップ指数とか、SDGsの中でもジェンダー平等というのは前々から言われている中でジェンダー平等という言葉がだいぶ浸透してきたところで、男女共同参画というと、男女のことしか言っていないではないかというような市民の声も聞かれる。LGBTQの方々が置き去りにされてはいないだろうかというような話がある。我々は男女共同参画とジェンダー平等が同義であると思っているが、市民の方からすると、やはりそこは少しわかりづらいのかなという中で、次期計画、今後の5年間を見たときに、このジェンダー平等という言葉、市として広めていく、その意識を持っていただくことも必要ではないかというふうに考えた。この基本目標1の意識啓発に重きに置いた目標の中ではジェンダー平等という言葉を使い、その中で具体的にそういったことの意識を啓発していくというようなことをやっていきたいという思いがあり、こうした文言の使い方をした。

委員 事務局 委員 委員	ただ、やはり一つの計画の体系図の中にジェンダー平等という言葉と、男女共同参画という言葉が並列することによって、それはそれでまた混乱を招いているという状況があるため、本日審議会の委員の意見を伺い、もう一度検討したいと思っている。 個人的には今の説明がすごくわかりやすかった。今の説明がこの体系図の前に書かれていて、ジェンダー平等というのは、まだ皆さんにギャップがある考え方で、意味は一緒だけれども誤解を生むから、ジェンダー平等はここに入れて、それできちんと注意喚起を図っていく、啓蒙していく、という今の説明はすごくわかりやすかったので、その作り方をしてもらえれば個人的にはこのままでもいいと思った。 4. その他 ・パートナーシップ自治体連携ネットワークについて ・次年度の審議会開催について 説明 ・南古谷子育て応援企画について 説明 ・川越市男女共同参画に関する意識調査の分析結果について 説明 5. 閉 会
--	--